

ご預金の「ご印鑑お届け手続き」が簡単になります！

『共通印鑑票』のご案内

いつも 横浜幸銀信用組合 をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

このたび当組合では、ご預金の新規申込み手続きのほか、印鑑登録に関する手続きの簡素化と利便性の向上を図るため、平成31年1月より預金取引にご使用いただくご印鑑を1つに統一した『共通印鑑票』のお取扱いを開始いたしますのでご案内申し上げます。

普通預金印鑑票 定期預金印鑑票 定期積金印鑑票

共通印鑑票

印鑑の届け出は1回だけ!

印鑑を1回届け出ただければ口座開設毎の印鑑の届け出は不要です。

【共通印鑑のお取扱いについて】

- (1) 平成31年1月以降に開設される当座預金を除く預積金および出資金が『共通印鑑』の対象になります。
- (2) 『共通印鑑票』お届け以降の新たに生ずるお取引に使用する印鑑は『共通印鑑票』のご印鑑となります。
- (3) 『共通印鑑票』お届け時には、お客さまのご本人確認資料（運転免許証等）をご提示ください。
- (4) 改印手続きにより共通印鑑に統一することができます。

【ご注意】

- ・『共通印鑑票』は、お客さまのお取引印鑑を統合するものです。
- ・当座預金については従来どおり、お取引印鑑の届け出が必要になります。
- ・現在契約中の「当座預金」を除く預積金および出資金について『共通印鑑票』の取扱いを希望される場合は、『共通印鑑票』と共に「共通印鑑票切替届（兼改印届）」「該当する通帳・証書」「現在お使いの印鑑」「共通印鑑としてお使いになる印鑑」が必要になります。

これからも豊かな明日へ向かってお客さまから信頼される信用組合を目指してまいりますので、今後ともかわらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

※詳しくは、横浜幸銀信用組合の窓口または、営業係までお気軽にお問い合わせください。